

大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託 プロポーザル審査要領

1. 基本方針

大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託に係るプロポーザル審査は、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性により受託候補者を選定するために行う。

2. 審査の実施

審査は、大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託 プロポーザル選定委員会にて行う。

3. 審査の対象

審査の対象は、「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託 プロポーザル実施要領」の「5. 参加資格」を満たしている事業者とする。

4. 審査の方法

審査は、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性に基づき評価をするものとする。評価は、事前書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で行い、事前書類審査の上位3者に対してプレゼンテーション審査を行う。ただし、参加申込者が3者に満たない場合は、参加申込者すべてを対象にプレゼンテーション審査を行う（参加申込者が1社の場合でもプレゼンテーション審査は行うものとする。）。

(1) 事前書類審査 ※参加申込者が4者以上の場合のみ実施。

提出された企画提案書及びその他提出書類について事前書類審査を行い、プレゼンテーション審査対象者として3者を選定する。

ア 書類審査結果通知

事前書類審査の実施後、審査対象者に対し、審査結果を「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託書類審査結果通知書」（様式1）にて通知する。

イ 評価基準

書類審査における評価基準は別表1のとおり

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書等をもとに、プレゼンテーションを行う。審査は企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査項目ごとに評価点を算出する。審査員全員の合計点をその事業者の評価点（得点）とする。

ア プレゼンテーションの実施方法

- ・ 1 者の持ち時間は、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答に 10 分程度の計 30 分程度とする。業務提案内容に基づき、簡潔明瞭な説明をすること。なお、追加の資料は一切認めない。ただし、説明者がパネル等を用いて説明することは可能とする。
- ・ 準備時間は 10 分とする。10 分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引くものとする。また、後片付けは 5 分とする。質疑応答が終わったら、速やかに片づけること。
- ・ パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは当市で用意するが、パソコン等その他の必要機器は説明者の持ち込みとする。

イ 評価基準

プレゼンテーション審査における評価基準は別表 2 のとおり

ウ 審査予定日 令和 8 年 3 月 30 日（月）

エ 審査結果通知 「大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託プレゼンテーション審査結果通知書」（様式 2）にて通知する。

通知予定日：令和 8 年 4 月上旬

5. 受託候補者の選定

- (1) プレゼンテーション審査の上位 1 者を受託候補者（以下「候補者」という。）として選定する。
- (2) 同得点の事業者がいる場合、見積額の低い方を上位とする。
なお、見積額も同額の場合は、審査員の合議により候補者を選定する。
- (3) いずれの事業者も各審査員の合計評価点が 6 割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない事業者は選定の対象としない。
- (4) 受託候補者が 3 者未満の場合であっても事業を実施する。
ただし、最低基準点を満たさない場合は選定しない。
- (5) 上位の事業者が辞退または失格となった場合は、得点が高い事業者から順に候補者とする。

別表1 書類審査 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
類似事業の実績	本事業に類似した事業の実績	5点
店舗数	市内取扱店舗数	5点
事務局の運営体制	運営にあたっての組織体制、人員配置等 ・運営業務全般、全体統括や還元費用に係る 予算管理 ・キャッシュレス決済事業者との調整	15点
事業の運営及び管理業務	・事業者に対しての周知及びサポート ・一般消費者に対しての周知及びサポート ・全般的な業務スケジュール ・キャンペーン終了後の効果分析内容及び 成果物の作成 ・キャンペーンの企画提案内容 ・不正利用対策、セキュリティ対策	30点
事業の広報業務	・キャンペーン実施に関する告知方法（営業 体制、説明会の実施等） ・キャンペーンの広報チラシや販促物の作 成 ・専用ホームページ等の作成	15点
問合せ対応業務	・コールセンターの運営方法、体制 ・対応期間、及び対応時間	15点
見積書の妥当性	見積書と業務内容の整合性、用途	5点
提案資料	企画提案書の内容について	10点
合計		100点

別表2 プレゼンテーション審査 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
類似事業の実績	本事業に類似した事業の実績	5点
店舗数	市内取扱店舗数	5点
事務局の運営体制	運営にあたっての組織体制、人員配置等 ・運営業務全般、全体統括や還元費用に係る 予算管理	15点

	・キャッシュレス決済事業者との調整	
事業の運営及び管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対しての周知及びサポート ・一般消費者に対しての周知及びサポート ・全般的な業務スケジュール ・キャンペーン終了後の効果分析内容及び成果物の作成 ・キャンペーンの企画提案内容 ・不正利用対策、セキュリティ対策 	30点
事業の広報業務	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーン実施に関する告知方法（営業体制、説明会の実施等） ・キャンペーンの広報チラシや販促物の作成 ・専用ホームページ等の作成 	15点
問合せ対応業務	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの運営方法、体制 ・対応期間、及び対応時間 	15点
見積書の妥当性	見積書と業務内容の整合性、用途	5点
その他提案	その他、仕様書に規定する以外の事業者独自の提案が優れているか	10点
合計		100点

※審査に関して異議を申し立てることはできない。

・審査方法

審査委員会委員の総合点が最も高いものを契約候補者として特定する。なお、最高点者が複数の場合は、審査委員会で採決し決定する。

(様式1)

令和 年 月 日

様

大田市長

大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託
書類審査結果通知書

大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託について、書類審査の結果を下記のとおり通知します。

記

委託業務名	大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託
書類審査結果	合格 / 不合格
不合格の理由	理由：

(様式2)

令和 年 月 日

様

大田市長

大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託
プレゼンテーション審査結果通知書

大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託について、審査の結果を下記のとおり通知します。

記

委託業務名	大田市キャッシュレス・ポイント還元事業業務委託
プレゼンテーション 審査結果	合格 / 不合格